

会員通知 第 9 号
平成 26 年 3 月 25 日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池 善明

上場会社に内部者取引規制に係る社内体制の再点検等を求める制度の整備に伴う
「有価証券の売買等の審査に関する規則」の一部改正について

本所は、「有価証券の売買等の審査に関する規則」の一部改正を行い、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

今回の改正は、上場会社の役職員等の行為が内部者取引に該当するとして行政庁により措置がなされた場合等においては、当該上場会社における内部者取引等の未然防止に向けた体制整備に資することを目的として、当該上場会社に対し、本所より社内体制の再点検等を求めることとするものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

- ・ 上場会社の役職員等の行為が、会社関係者による内部者取引又は不正な情報提供行為・取引推奨行為に該当するなどとして、行政庁により課徴金納付命令勧告その他の措置がなされた場合において、必要があると認めるときは、当該上場会社に対し、社内体制について再点検を実施するよう求めるものとします。
- ・ また、再点検を求めた場合には、当該上場会社において社内体制に問題がないと判断した場合にはその旨を、問題があると判断した場合には改善措置等を記載した文書による報告を求めるものとします。
- ・ 本所が、有価証券の売買の審査の結果、上場会社の役職員等の行為が内部者取引等に該当するおそれがあると認められた場合であって、行政庁による措置に至らなかったときにも、必要があると認められた場合には、当該上場会社に対し、上記の再点検の実施を求めるものとします。

II. 施行日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

以上

有価証券の売買等の審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>有価証券の売買の審査に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第23条の規定に基づき、本所の市場における有価証券の売買に関し本所が行う審査のための報告又は資料の提出の請求等について、必要な事項を定める。</p> <p>2 前項の審査は、本所の市場における有価証券の売買に関し、法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為(以下「違反行為」という。)及び違反行為に該当するおそれのある行為を発見し、あわせて、これらの行為に関与した会員に対し必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、本所及び会員の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(審査対象取引)</p> <p>第3条 本所は、次の各号に掲げる有価証券の売買について、審査を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場有価証券の発行者に係る法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る法第167条第3項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買</p> <p>(3) その他本所が審査の必要があると認められた有価証券の売買</p>	<p>有価証券の売買等の審査に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第23条の規定に基づき、本所の市場における有価証券の売買等に関し本所が行う審査のための報告又は資料の提出の請求等について、必要な事項を定める。</p> <p>2 前項の審査は、本所の市場における有価証券の売買等に関し、法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為(以下「違反行為」という。)及び違反行為に該当するおそれのある行為を発見し、あわせて、これらの行為に関与した会員に対し必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、本所並びに会員の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(審査対象取引)</p> <p>第3条 本所は、次の各号に掲げる有価証券の売買等について、審査を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場有価証券の発行者に係る法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る法第167条第3項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買等</p> <p>(3) その他本所が審査の必要があると認められた有価証券の売買等</p>

(審査項目)

第4条 前条各号に掲げる有価証券の売買の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち必要なものについて行うものとする。

(1)～(5) (略)

(会員に対する注意の喚起等)

第5条 本所は、有価証券の売買の審査の結果、会員の行為が違反行為又は違反行為に該当するおそれのある行為であると認めた場合において必要があると認めたときは、当該会員に対し、注意の喚起を行うものとする。

2 本所は、前項の注意の喚起を行った場合において必要があると認めたときは、当該会員に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(上場有価証券の発行者に対する注意の喚起等)

第6条 本所は、有価証券の売買の審査の結果、上場有価証券の発行者の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認めたとき又は会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制が十分でないと認めた場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、注意の喚起を行うものとする。

2 本所は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(上場有価証券の発行者等に対する点検要請等)

第6条の2 本所は、本所の市場における有価証券の売買に関し、上場有価証券の発行者又

(審査項目)

第4条 前条各号に掲げる有価証券の売買等の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち必要なものについて行うものとする。

(1)～(5) (略)

(注意の喚起等)

第5条 本所は、有価証券の売買等の審査の結果、会員の行為が違反行為又は違反行為に該当するおそれのある行為であると認めたときは、当該会員に通告し、注意を喚起するものとする。

2 本所は、前項の通告を行った場合において必要があると認めたときは、当該会員に対し、改善措置等について文書又は口頭による報告を求めるものとする。

(上場有価証券の発行者に対する注意の喚起等)

第6条 本所は、有価証券の売買等の審査の結果、上場有価証券の発行者の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認めたとき又は会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制が十分でないと認めたときは、当該上場有価証券の発行者に通告し、注意の喚起等を行うことができる。

(新設)

(新設)

はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が、金融商品取引法第166条第1項若しくは第167条第1項の規定により禁止される取引又は第167条の2の規定により禁止される行為（以下「内部者取引等」という。）に該当する又は該当する疑いがあるとして行政庁により課徴金納付命令の勧告、告発その他の措置がなされた場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、その会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制について、再点検を実施するよう求めるものとする。

2 本所は、前項の規定による再点検の要請を行った場合には、当該上場有価証券の発行者に対し、再点検の結果、社内体制に問題がないと判断したときにはその旨及びその理由について、問題があると判断したときには改善措置等について、文書による報告を求めるものとする。

3 第1項の規定は、本所が、有価証券の売買の審査の結果、上場有価証券の発行者又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が内部者取引等に該当するおそれのある行為であると認めた場合において必要があると認めたときについて準用する。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第7条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規則を適用する。

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第7条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。